

平成24年第3回辰野町議会定例会会議録(15日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成24年6月19日 午後2時開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司
7番	船木善司	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	10番	中村守夫
11番	宮下敏夫	12番	三堀善業
13番	宇治徳庚	14番	矢ヶ崎紀男

5. 会議事項

日程第1 議案第14号 辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第17号 辰野町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第18号 町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第20号 平成24年度辰野町一般会計補正予算(第1号)

日程第5 請願・陳情についての委員長報告

日程第6 追加提出議案の審議について

議案第26号 平成23年度平成23年9月19日～21日発生台風15号豪雨災害復旧事業羽場下井地区工事請負契約の変更について

議案第27号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第7 議員提出議案の審議について

発議第1号 仮に消費税増税した場合の用途を国民に公表することを求める意見書の提出について

発議第2号 消費税増税に反対する意見書の提出について

発議第 3 号 新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

発議第 4 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について

発議第 5 号 長野県独自の35人学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について

発議第 6 号 大飯原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出について

日程第 8 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬 元広
住民税務課長	松井 夕起子	保健福祉課長	野沢 秀秋
産業振興課長	中村 良治	建設水道課長	漆戸 芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬 保弘	会計管理者	林 康彦
教育次長	向山 光	病院事務長	赤羽 博
福寿苑事務長	宮原 正尚	消防署長	林 国久
両小野国保診療所 事務長	宮原 修二	社会福祉協議会 事務局長	百瀬 辰夫

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	飯 澤 誠
議会事務局庶務係長	赤 羽 裕 治

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 8 番	篠 平 良 平
議席 第 9 番	成 瀬 恵津子

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、第3回定例会15日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第14号辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、船木善司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（船木）

条例の審査報告をいたします。本定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました、議案第14号辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての1件を、去る13日担当課長、担当職員の同席を求め慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。この議案は経済的不安から加入を見合わせている方を対象に、月額500円の維持・使用料の減免措置を設けるために改正を行うものです。減免の対象は、1つとして生活保護法による被保護世帯、2つとして町民税非課税世帯、3つとして加入者が災害や疾病等により納付の資力を失った場合を対象とし、申請により減免するとしています。なお5月1日現在、町民税非課税世帯は1,324世帯で全世帯の17.3%にあたり、この内、469世帯が対象見込み、281万4,000円程の減収となる見込みです。当面の目標値である加入率50%とした場合、約660世帯、396万6,000円程度の減収見込みといった説明です。委員からは「用紙の配布はどうするのか」との質問には「配布は窓口のほか郵送でも対応し、更に民生児童委員を通じ制度の案内を行う」といった説明です。また「加入負担金の減免について」の質問には「減免措置は設けないが生活保護世帯には扶助費を支給する」との説明。併せて「加入負担金の分割納入について」は「規則には一括納付と規定はしていないので、分割納付も可能である」とのことです。加えて町内全域カバー出来るシステムであり、緊急・防災情報も伝達されることからメリットや使い方が分り易いチラシを作成の上、PRに努め全家庭加入に向けた取組を強く望み、全員一致で可と決しました。以上、1議案について委員会における審査の結果を報告しました。全議員の賛同をいただきたく可決くださいますようお願いし、委員長報告とします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑、なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第14号辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決をいたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。日程第2、議案第17号辰野町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について。日程第3、議案第18号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について。以上、2議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、中村守夫議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(中村)

平成24年度6月定例会、条例審査委員長報告を行います。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました、議案第17号辰野町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第18号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例についての2議案について、去る13日、町各担当職員の同席を求め慎重に審査をいたしました。以下審査の結果を報告いたします。議案第17号辰野町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について。この条例は、お寺の墓地ではなく昔ながらの個人墓地の周囲に墓地を造成したいという要望が増加しているため条例の一部改正をしたいというものです。「昔は火葬にして、墓地造成の申請をしても許可にならなかった」「地主の地続きの土地・畑をお寺へ寄付して自分のお墓にした」「現在、無縁墓地の放ったらかしが結構ある」など質疑応答の中で話し合われました。従来では墓地を経営できるものは町、宗教

法人、またはこれに準ずるものであったのが、第4条に規定する設置場所の要件及び第5条に規程する設置基準に適合しているとともに、町長が認めるものなら個人の墓地経営を許可することができる、としたものです。委員から「特に問題はなし」ということであり、全員一致で可といたしました。議案第18号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正をする条例について、この条例は、新築移転する町立辰野総合病院の名称一部変更及び所在地変更と、許可が下りた医師数により病床数が決まってくるので、それにより125床から100床に変更するものです。名称一部変更については、町立辰野総合病院の診療科は総合的でなく、また県内市町村立等、病院も総合の付いている病院は殆どない。「100床になった根拠について」の質問に「医師の常勤数プラス非常勤数を常勤医師数に換算した平均人数であり、平成23年5月の申請時の10.44人で計算すると病床数100床となる。医師数が増員となれば、常に人数に合わせて申請し、病床数を増やすという条例改正をしていく」との答弁でした。委員からは「伊那中央病院からの医師派遣を増やして欲しい」「場所的に、諏訪日赤病院との関係をもっと強くして欲しい」「上伊那3病院ともっと話あって連携を取って欲しい」「辰野総合病院と町内開業医との連携を取って欲しい」との意見がありました。委員から「特には問題なし」とのことであり全員一致で可といたしました。以上2件、委員会における審査結果を報告し提案いたしますので、全議員の賛同をいただけますようお願いし委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑、なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論、なし)

○議長

討論を終結いたします。これより議案第17号辰野町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第18号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。日程第4、議案第20号平成24年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。

○船木(7番)

それでは1点、質問させていただきます。まず13ページの歳出の情報通信事業費であります。この内、3点程お願いしたいと思いますが、まず1つはですね、なぜ今回これが出てきたのか。地デジ化がですね去年の7月に終わった、終わっている筈ですけどもなぜ今回これが出てきているのか。2点目としてはこれの賃借料の期間というのは、いつまでなのか。それからこの契約期間、これはこの契約の期間というのはどのくらいなのか。以上、お尋ねします。

○まちづくり政策課長

只今のご質問でございますけれども、行政チャンネルであります「ほたるチャンネル」につきましてはこの4月1日からデジタル化に移行となりました。総務省よりですねLCVの通信線、あるいはチャンネルの提供につきましてはですね、別途、各市町村とLCVの間で別途契約するように指導がありました。放送法改正後ですね初めての申請となったためですね、その取扱いと適用範囲については総務省とLCV間ですね調整に時間がかかり、当初予算に見積ることができず、ここで要約結論が出たところでございます。内容でございますけれども、まず1行目のですね、行政チャンネル光伝送路賃借料につきましては役場からLCV本社間の光伝送路の賃借料でございます。2行目のCATV伝送路賃借料は、LCVから各家庭へのCATVの周波数帯域の賃借料でございます。また、この契約期間でございますけれども、本年度からですね、5年間の契約期間と定めております。なおまた、諏訪地

域のですね同じような行政チャンネルを行っております、諏訪市ですとか岡谷市等々におきましてもですね、この6月議会で補正、もしくはですね流用っていうような扱いで予算を、予算で言いますか執行をするようになっております。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

○堀内（4番）

歳入の関係の所のページ、7ページ8ページをご覧いただきたいと思いますが、消防の関係の今回防災、防火水槽の新設工事、国庫、国からの支出金がマイナス、約1,000万という形の状況があります。支出の項目のですね、16ページに支出の関係がございますが、この中で多分当初予算は、これは防火水槽6基分を計画するという形だったと思います。多分今回この減額については国からの補助が2基分しかないという、多分そういう状況ではないかと思えますので、この分、計画的には予定どおり6基を行うっていう予定なのか。それとこの一般財源、あるいは基金の関係で予算を盛り込んでありますので、地元負担については従来どおり、6基分の予算の中で地元負担が決められる状況だと思えますが、それ今回の減額に基づいて地元負担が増えることはないかどうか、そこらへんの見解をお聞かせ願いたいと思います。

○消防署長

本年度6基の耐震性の貯水槽の新設工事を行う予定でございまして、国庫補助金の申請をいたしました。今おっしゃったとおり2基分しか採択がされませんでした。採択をされました2基につきましては唐木沢、上辰野ということで申請をしております。採択をされなかった小野、羽場、北大出、大石平につきましては地元負担金が倍額になってしまうというようなことで、予定をしておりました国庫補助金分を町債と一般財源で賄いまして、地元負担金につきましては国庫補助金が出た場合と同額といたしましたので、お願いいたします。

○議長

ほかに。

○根橋（3番）

2点お伺いをいたします。17ページですけれども、1点目は社会教育総務事務の一般コミュニティ助成事業補助金ということで、歳入の方で諸収入ということで

250万ということになっておりますけれども、これはどのような補助金なのかご説明をいただきたいと思います。2点目は直ぐその下の文化財保護事業の武井家の文書整理事業賃金ということで420万ということなんですけれども、この武井家の文書についての評価と言いますかね、どのようなことを予測してこのような事業に取り組まれるのか、以上2点についてご説明いただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

まず、補助金の関係でございますけれども、こちらについてはですね昨年もあったかと思うんですけれども、去年は太鼓を買った時の助成金と同じでありまして、自治総合センターからの助成でございます。それで自治総合センターからですねコミュニティ助成事業という項目がありまして、その中にはですね文化、伝統、芸能、あるいは、地域活性化に資する事業に対するですね助成っていうのがありまして、今回のですね平出騎馬行列の衣装等に対応する助成につきましてはですね、限度額がですね250万円でございます、この限度額一杯をですね申請したところ付いて来たという内容のものでございます。広くはですね、自主防災組織のですね助成事業なんかもですね一般コミュニティ助成事業の中に入りますけれども、今回はあくまでも文化、伝統の分野であります助成ということで250万円を申請をし、内諾を得たというものでございます。

○教育次長

武井家文書についてでありますけれども、初代、武井覚太郎、2代目、武井覚太郎のあるいは、そのあとの初代、辰野町町長、武井方介、この3人に関わる問書でございます。古くは江戸末期の武井家が名主を行っていた頃から、武井製作所の創世記、更には片倉との合併、更には武井覚太郎氏が当地に残しました伊北農商の改築、あるいは上伊那図書館の建設、宮木の上水道整備、これらにまつわる様々な文書が含まれているということで数につきましては、段ボール箱約30箱という内容であります、これが過日、生家が解体をされる折にこの資料の散逸を惜しんだ遺族、遺族というかですね、関係の方からこちらに寄贈が申し出されました。町としてはこの文書の中身についてまだ、概略も掌握しておりませんので現在お預かりをして、埃でまみれているようなものを整理をしながら、簡単な目録を作りその上で、武井家から寄贈を受けて更に整理をしていきたいということで、その一連の過程での整理賃金ということで盛らせていただきました。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

○成瀬（9番）

9ページにあります農林水産業費県補助金の地域自主戦略交付金、これはどういう交付金でしょうか。あと、もう1点でありますけど、18ページの遺跡発掘調査作業員の賃金ですけど、これは何人分の賃金でしょうか。お聞きいたします。

○教育次長

先にですね、遺跡発掘調査作業員賃金についてご説明を申し上げます。遺跡の発掘につきましては、計画的な発掘とそれから住宅等の建築に伴う研究発掘ということでありまして、今回個人の住宅予定地が遺跡に指定をされておりましたので、調査をしたところ研究発掘をする必要があるということで従来、個人の住宅建設にあたっての研究発掘調査につきましては、行政の負担ということで扱っておりまして当初、予定をしておりませんでしたこの遺跡につきましてはの研究発掘調査を、補正予算をお願いをするというものであります。

○産業振興課長

9ページの林業事業の補助金でございますけれど、林道西部線の整備に該当します国の補助金を県経由でいただくものでありまして、地域自主戦略交付金という名前の下に交付される補助金であります。以上です。

○成瀬（9番）

さっき18ページのこの作業員の何人分ということをお聞きしたんですけど。

○教育次長

申し訳ございません。手元に資料持っておりませんが、そうですね。えっとですね約100人工になる、あっ90人工くらいになるかと思います。ですから3人だと30日ということでもありますけれども、ちょっと詳細な資料持っておりませんので、申し訳ございません。

○議長

成瀬議員、それでよろしいですか。

○成瀬（9番）

はい。

○議 長

ほかに、ありませんか。

○宮下（11番）

15ページの林道事業の中で、林道西部線測量設計監督補助手数料が載ってますけれども、本予算においてもこの西部林道線測量設計監督補助委託料が出されていて本予算では林道西部線整備工事も載ってますけれども、今回この委託料だけが載っているんですけども、これは何か追加で補正で出した理由は何かありますか。

○産業振興課長

西部線の工事につきましては、当初予算で3,000万程の事業費で予定をしておりましたが、詳細な地積、地質測量、それから現状測量等の調査をする必要がございまして、追加で要望していたところ補助金が認められましたので、ここでボーリング等の関係の調査費を盛りさせていただきました。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第20号平成24年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。日程第5、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、各常任委員会へ付託となりました、請願・陳情について、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。はじめに、請願第4号新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書、請願第5号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書、以上、2件について福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、中村守夫議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（中村）

平成24年度6月定例会請願審査の委員長報告をいたします。去る13日、委員全員

出席のもと当委員会に付託されました、請願第4号新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書、請願第5号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書、の請願2件について教育委員会にも出席を求め、慎重に審査をいたしました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。本請願2件は、ここ数年来ほぼ同じ内容で提出されております。まず紹介議員である中谷道文議員より請願1件ずつ、請願内容と請願理由について説明を受け慎重に審議に入りました。請願第4号新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書、提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、前原修氏、紹介議員、中谷道文議員。本請願は平成25年度、国の予算編成にあたりどの子にも行き届いた教育をするために、標準定数法改正による35人学級の拡大、教職員定数増、複式学級編成基準の引き下げを盛り込んだ、教職員定数改善計画の着実な実現を求める意見書を政府、並びに関係行政官庁に提出することを要望する請願であります。教育長より「部分的には多少の違いはあるが、昨年と殆ど同じです。現在、長野県と同じく辰野町では小学校全学年と中学校2年生までの35人以下学級が実施されております。しかし加配定数での対応による学級増のため、小学校では本来の専科教員が就かなかつたりとの矛盾が出ています。また複式学級で、県の基準が小学校1年生を含める場合には8名ですが、一人の先生では大変であり、川島小学校では、町から臨時等採用していただき2人でやっているのが現状です。」との説明がありました。本来なら、本年度は加配なく小学校4年生までの35人学級が導入されている筈ですが、既に遅れています。小規模校が多い長野県の実情を考えると早期の実現が望まれます。委員会では、子どもの教育環境を考えた時、更なる少人数学級、教職員の定数増が望まれます。教育環境整備推進のため教育予算の大幅増額を行うよう意見書を提出すべきとして、全員一致で採択に決しました。請願第5号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書、提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、前原修氏、紹介議員、中谷道文議員。本請願は平成25年度、国の予算編成にあたり、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担を堅持し、負担率を2分の1に復元すること、国庫負担金から既に除外した教材費、旅費等を復元すること、の意見書を国の関係機関に提出するよう要望する請願であります。教育長からは「昨年と殆ど変わっておらず、国庫負担率を元の2分の1に戻し、除外された教材費、旅費等を元に戻

せという請願であり問題はありません。」との説明でした。将来を担う子どもの費用であり、請願の趣旨に賛同し委員全員にて賛成し、政府及び関係行政官庁宛に意見書を提出すべき、と採択に決しました。委員会における審査結果を報告し提案いたしますので、全議員の賛同をいただきますようお願いし委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑、なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論、なし)

○議 長

討論を終結いたします。はじめに新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第6号消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情書について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、船木善司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(船木)

陳情審査の委員長報告を行います。本定例会初日、当委員会に付託されました陳情第6号消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情書、の1件について13日委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告

いたします。陳情第6号消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情書、陳情者、上伊那医療生活協同組合、理事長、小林伸陽氏。この陳情は、不公平税制である消費税の増税反対を、国会及び国に対し意見書提出を求めるとした陳情です。審査にあたり委員からは「既に年金の引き下げと介護保険料が引き上げられ、厳しい経済状況のためこれ以上の増税は認められない。」との意見。一方「税制の歪みや国の膨大な借金を考えれば、いずれ増税しなければ日本経済は立ち行かなりはしないか。また安定的な社会保障制度の確保や財政再建のためには増税は止むを得ない。」といった意見。「更に国民の51%は増税やむなしと賛成しており、個人的にも社会保障を充実すべきと考えるため賛成である。」との意見。「生協病院に限らず窮状は理解でき趣旨は認める。」といった意見が出され、採決の結果、賛成1名、趣旨採択5名と委員会では趣旨採択に決しました。ここに委員会における審査結果を報告し、全議員の賛同をいただきますようお願いし、委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑、なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

○根橋(3番)

只今の委員長報告は趣旨採択ということで、陳情で求めている消費税増税に反対する意見書を出さないということでもありますので、趣旨採択ではなく採択をして、消費税増税に反対する意見書を提出すべき、という立場から討論をしたいと思えます。政府は2014年4月に8%、2015年10月には10%に今、消費税を段階的に引き上げる法案を提出しております。政府は消費税を増税する必要性について高齢化社会の到来と少子化により、将来の社会保障財源が不足すること理由としています。社会保障に必要な歳出は年々増加していくことは事実でありますけれども、問題はその財源をどうすれば確保できるかにあります。一般的に税率を上げれば国全体の税収も増えるかという、そのようにはいかないというのが実際の姿であります。それは消費税を3%から5%に引き上げた後の税収全体を見れば明らかであります。つまり消費税だけに着目すれば間接税という性質上、消費税の税収は増加しますが、その一方で法人3税、つまり法人税、事業税、住民税や個人の所得税、

住民税などは減少しトータルでは税収が減っているのが現状であります。即ち、消費税増税前の1996年には税収90兆3,000億円あったものが、約ですけれども、2010年には76兆2,000億円まで減収しているというのが報道をされている事態であります。このような事態は当町の国民健康保険税についても同じような事態となっております。このようにして、昨年度国保税を大幅に引き上げましたが、さきの説明でも予定どおりの税収が得られず、当町の国保財政は逼迫をしているわけであります。この理由を考えてみますに、税負担の増加により国民の可処分所得が減少し、購買力が低下してGDPの約6割が個人消費である日本経済にとっては、このことが致命的に作用して企業の業績が悪化し給与もダウンするという悪循環になっているからであります。こうした結果日本経済はこの間、デフレに苦しみ、先進諸国では唯一GDPが減少し、国際経済に悪影響を与えているということからIMFにおいても日本経済の建て直し対策として内需拡大を勧告している状況であります。更に今年度から年金が切り下げられる一方で介護保険料や後期高齢者医療保険税など、社会保障関係の負担は大幅に増加しており、もし消費税増税を強行すれば現実に生活が困難となる世帯が急増するとともに、増税分を価格転嫁できないとされる中小零細事業者の経営は困難となり、いわゆる消費税倒産が増加するとも言われております。即ち、所得関係の税収は大幅に減収することが懸念されるわけであります。加えて重大なことは所得格差を考慮せず、一律に税率を課すことは究極の不公平税制であり、税負担の原理原則から逸脱してしまう点にあります。また、今、物品の購入をしなければならぬ大震災の被災者にも大きな負担を強いることとなります。即ち、今必要なことは国の歳出を徹底的に見直すとともに、大企業や富裕層への優遇税制を改め、同時に労働者の賃上げなど、国民経済を向上させる対策を取ることであり、このことこそが安定的な税収を確保するために正しい選択だと考えます。よって意見書のとおり政府に対して、今消費税を増税しないように強く要望すべきだと考えております。考えます。上伊那地域では伊那市をはじめ、既に6市町村で消費税増税反対の意見書が可決をされております。趣旨採択という形ではなく今こそ、消費税増税反対の意見書を提出すべきと考えますので議員全員の賛同をいただきたいと思います。以上で終わります。

○議長

ありませんか。

○岩田（2番）

趣旨採択に賛成の意見でございます。はい。全ての国民にとって消費税はない方が良く決まっております。我々も消費税を今現在上げる時期ではないと考えています。したがって、本陳情書の消費税引き上げ絶対反対は心情的には理解できますので、趣旨採択に決することに賛成の立場から意見を述べます。リアルタイム、財政赤字カウンターの速報値を見れば今や日本全体の債務残高は1,200兆円、国、地方の長期債務残高は910兆円。これらが秒速単位で刻々と増加しているのが現状であります。正に日本のギリシャ化であります。まずこの負債を国民全体で返済する道筋をつけることが焦眉の急であることは論を待ちません。我が国の経済はデフレスパイラルが益々加速し、国民の日々の暮らしを圧迫しております。経済の低迷による失業者の増加。格差社会における現代型貧困の拡大。消費税を上げるタイミングとして非常に悪い環境であることは事実です。しかし絶対反対を声高に叫んでも、今国会で消費税引き上げが議決されれば、一地方議会の意見書などは正に、螻蛄

（とうろう）の斧であります。絶対反対を叫びつつ巨大な風車に突進するドン・キホーテ的な発想よりも、もしも消費税が引き上げられた時の条件闘争を提示する方が現実的な弱者の要求、サンチョ・パンサの知恵でもあります。現にこの15日、民主、自民、公明の三大政党が社会保障と税の一体改革を合意し、21日の国会会期末までに増税法案が成立する可能性が大であります。そうなれば消費税絶対反対の意見書は何の実行性も持たず、国会の倉庫の片隅で虚しく埃を被る運命になるでしょう。こういう事態が国の方で進行する中、増税法案が議決されることを想定した意見書こそが具現性を持つ提案ではないでしょうか。例え消費税が近い将来、5%に引き上げられたとしても、たかだか13.5兆円増にしかならない試算がございます。この貴重な血税を地方へ重点的に分配すること、社会保障と税の一体性のある確実に具体的な改革策を打ち出すこと、を要求することが必要です。現行の財務省主導型の消費税法案については様々な矛盾を含んでいることは十二分に承知をしております。逆進性の問題、輸出関連の大企業が儲かる輸出戻し税の問題、身を切る行政改革の徹底的な推進など、これらは国レベルでより一層のスピード感、公平感を持って解決していくべき喫緊の課題でもあります。最近の世論調査で将来消費税の引き上げが必要と感じている国民は50%を超えたというデータもあります。少子高齢化がますます進む中、次世代に借金を背負わせることはできません。つまりとこ

ろ、行政の政策、施策にオールマイティーはないということです。消費税増税、嫌だけれども先送りできない政策課題であります。国民全体でこの痛みを分かち合わねばなりません。今回の陳情の意あるところを汲みつつ総務産業委員会メンバーを中心として、仮に消費税が引き上げられた場合の意見書の提案をこのあと予定しています。以上、委員会にてしっかり議論した上で、本陳情を趣旨採択することに賛成の意見といたします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第6号消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情書を採決いたします。反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。お諮りいたします。この陳情書に対する委員長報告は、趣旨採択であります。陳情第6号を趣旨採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 11名)

○議 長

起立多数であります。よって陳情第6号は趣旨採択と決しました。日程第6、追加提出議案の審議についてを議題といたします。はじめに議案第26号平成23年度平成23年9月19日から21日発生台風15号豪雨災害復旧事業羽場下井地区工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第26号平成23年度平成23年9月19日から21日発生台風15号豪雨災害復旧事業羽場下井地区工事請負契約の変更について、提案理由を説明申し上げます。平成23年12月2日締結いたしました、平成23年度平成23年9月19日から21日発生台風15号豪雨災害復旧事業羽場下井地区工事請負契約につきまして、請負契約に変更が生じたため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規程により議会の議決を求めるものでございます。契約金額を6,279万円から286万6,500円増の6,565万6,500円に変更するものでございます。契約の目的、契約の方法、及び契約の相手方につきましては変更ございません。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては産業振興課長から説明申し上げますの

でご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○産業振興課長

それでは私の方から説明をさせていただきます。羽場下井地区工事につきましては、頭首工工事を右岸を締め切り止水壁の工事を進めていたところでありまして、2月6日から7日にかけての降雨、雨量でありますけれども気象庁のアメダス辰野地区では59ミリ、源上の観測所では94ミリの記録がありまして天竜川が増水したため築造中の止水壁を流出することが生じました。このため、流出した壁の取り壊しと新たな壁の築造費 193 万 5,800 円と仮設工事、これは水替工事になりますけれども 59 万 4,700 円。それから当初発注分の仮設工事、これも水替工事分でありますけれども、これが33万 6,000 円の増額となります。合計、286 万 6,500 円を補助対象工事として増額変更をお願いするものであります。なお、設計、測量、監督補助等につきましては土地改良団体連合会へ委託し、竣工期限は6月29日までの繰越工事として施工であります。以上、提案理由を申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第26号平成23年度平成23年9月19日から21日発生台風15号豪雨災害復旧事業羽場下井地区工事請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。次に議案第27号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第27号損害賠償の額の決定及び和解について提案理由を申し上げます。町が損害賠償の責めを負う事故につきまして、ここで和解の条件が整ったことによりまして地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規程により、損害賠償額の決定及

び和解につきまして議会の議決を求めるものでございます。事故の内容につきまして説明を申し上げます。事故の発生日は平成23年の11月15日。事故の概要でございますけれども、湯舟の配水池からの町の工事に起因する汚濁水の排水により町内加工食品製造工場から汚濁水混入時間に製造された全製造品の出荷ができず、廃棄となった製品の原価と労務費の賠償請求を受けたものでございます。損害賠償額は143万3,449円でございます。内訳は減量が261キログラム。製品が228ケース分の損害額で69万1,572円。それと延べ173時間の人件費、62万5,793円。ほか検査手数料等でございます。11万6,084円でございます。なお、当事者双方は今後本件に関して裁判所または裁判外において、一切の異議及び請求の申し立てをしないことで和解をしたいとするものでございます。なお、賠償金につきましては全国町村総合賠償補償保険にて賠償するものでございます。以上、概要でございます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第27号損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。日程第7、議員提出議案の審議についてを議題とします。発議第1号、仮に消費税増税した場合の用途を国民に公表することを求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

ここで、提出者であります船木善司議員より趣旨説明を求めます。

○船木（7番）

発議第1号の仮に消費税増税した場合の使途を国民に公表することを求める意見書提出に伴う趣旨説明を行います。消費税を巡っては税と社会保障の一体改革、震災復興財源の両面から増税論議がなされ、政府は本年2月17日、社会保障改革とその財源の安定的な確保を目的とした社会保障・税一体改革大綱を閣議決定し、その財源を2015年10月までに消費税率を段階的に10%に引き上げる方針を打ち出しました。しかしながら消費税は低所得者ほど負担が重い逆進性の強い税金であり、更なる景気低迷という悪循環をもたらす難しさもあり、公平性の原則に立ち返り将来にわたっての税体系全体の姿を示さなければなりません。一方、国の膨大な借金と現役世代の負担増大を考えれば、将来の増税はやむを得ないという議論もあります。社会保障改革の全体像が明らかにならない今では、国民が消費税増税に納得しないことは言うまでもありません。1%の消費税増税で2.7兆円確保でき5%消費税を増税すると12.5兆円になる計算になります。よって国においては社会保障と税の一体改革を推進するにあたっては仮に消費税増税した場合の税の使途、改革像など国民に明確に公表するよう強く要望します。以上、趣旨説明といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。先に質疑を行います。ありませんか。

（質疑なし）

○議長

続いて討論を行います。原案に反対者の発言を求めます。

○根橋（3番）

さきほど、陳情の採択すべしというところでも申し上げましたけれども、今やっぱり国会でも正にこのことが消費税増税について議論がなされているわけですが、残念なことに民主党、自民党、公明党の言わば密室協議が先行しまして国会での議論は正にこれからという段階で、国民、正に不在の議論であることは原案、意見書で言っているとおりで、その部分は賛成もできます。また中程にある消費税の逆進性についても同じ意見でありまして、そういう意味ではこの税制体系、正に税収をどのように確保していくかっていうことがさきほど申し上げましたように、非常に大きな議論になっているわけですが、依然として不透明というようなことは

誠に残念なことであります。ただ言わんとすることは、この意見書でいうと一つ議会としての意志が非常に曖昧で、いったい賛成なのか反対なのかよく分からないということが1つと、それから仮に消費税が増税なされる場合というようなことで、仮定に基づく意見書というようなことで、言ってることは低所得者対策だとか、等についての求めることは当然でありますけれども、このような形で曖昧な、っていうか、見方によっては消費税増税に賛成というような形がにじみ出るような形での意見書っていうのはやっぱり賛成できないと、以上であります。

○議長

次に原案に賛成者の発言を求めます。

○熊谷（6番）

本意見書に対し賛成の立場から意見を申し上げます。今年度の国家予算一般会計の歳入を見ても、税収が42兆3,000億円、新規国債発行による公債金が44兆2,000億円です。そのほかの収入3兆7,000億円と合わせて合計、90兆3,000億円が予算総額です。税収よりも新規国債発行額の方が上回っているのは平成21年より4年連続です。このままの状態でも今後やっていけるわけがありません。したがって一番手っ取り早い増収方法、消費税増税を考えるのが分からないではありません。がしかし、消費税増税により社会保障、例えば私たちの年金がこのさきどうなるのか。また国の借金総額およそ1,000兆円がこのさきどうなるのか。具体的数値を示さない、その状態で消費税増税のみ実施時期を決めて実行する。それではあまりにも無責任と言うほかありません。また増税と同時に議員定数削減、公務員数削減、これらを実施しなければ国民は納得できるものではありません。消費税増税を行った場合の国の姿を提示することを強く求めるものであります。以上、本意見書に賛成の意見といたします。

○議長

ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長

討論を終結します。これより、採決いたします。反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。発議第1号、仮に消費税増税した場合の使途を国民に公表することを求める意見書の提出について、原案のとおり決するに賛成の議員の

起立を求めます。

(起立 11名)

○議長

起立多数であります。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。発議第2号、消費税増税に反対する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

ここで、提出者であります根橋俊夫議員より趣旨説明を求めます。

○根橋(3番)

それでは消費税増税に反対する意見書の提案理由を申し上げたいと思います。既にさきほど来、申し上げておりますけれども、今の政治情勢の中で消費税を上げていくとはどういうことかということ、本当によく考えていただきたいと思うわけです。一番政府が理由としている、税収不足。これについて、正にこれは事実でありまして、これはさきほど申し上げましたように国、地方の税収というのはご案内のとおり、消費税を5%に上げた以降、ずっと右肩下がりで税収が減っているわけです。これはそのために今、問題となっておりますようにむしろ国債発行額の方が多くなってしまおうというような非常な悪循環に落ち込んでいる。こうしたことから今、国民的な議論が起きているわけですが、さきほど申し上げましたように1つの重要な点。今この消費税増税を今上げるってということについての問題点。さきほど来、意見がありましたように1つは、この一番問題は日本の日本経済が更にこの沈んでしまうという、このことをご理解いただきたいと思うわけです。それはこの間のデフレ、なぜ日本はこんなに長い間デフレが続いているのか。これは国際的に先進諸国からの状況みても異常であります。先進諸国はご案内のとおりGDPは横ばいかということではなく、上昇しているわけです。日本だけが横ばい、ないしは低下している。この原因は正に国民の購買力、個人消費が低迷している。この原因ってというのはこれまたご案内のとおり勤労者の可処分所得が減ってきている。こうしたことの悪循環がここに現れていることであって、誰もが今国民は将来の国家財政について不安、心配しているわけですが、こ

これは消費税だけにこのような形で議論を進めますと税率、確かに消費税部分は増えても他の税金が今までと同じような形で減収してしまうと。もっと大変なことは日本経済そのものが大きく地盤沈下してしまうっていうことを今、経済学者の多くもこのことを指摘しているわけでありまして。2番目はやっぱりこの弱者の問題、これもさきほど来、議論になっていてこの点については意見は一致しているかと思うわけですがけれども、今の議論では弱者に対しては現金給付とかいう話もありますけれども、そういったことはやっぱりこの非常に煩雑なことであり、消費税が非常に弱者に対しては非常に厳しい税金になるという点では、非常に大きな問題であるということだと思っております。以上、2点だけ挙げてもこの消費税によって税収は増えるどころか、将来むしろ減っていく、今までと同じような形で減っていく心配があるということ。それから国民生活の破綻を来す方がかなり増えてしまうというようなこと。こうしたことから今正に国会はこの消費税について本格的な議論を、が始まろうとしているわけでありまして、今こそ、今この瞬間こそ消費税に増税に反対する意見書を出すべきだと私は考えております。以上から提案理由を説明申し上げました。議員諸氏の多数の賛成によりまして、採択されますようお願いして趣旨説明といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。先に質疑を行います。ありませんか。

(質疑、なし)

○議長

続いて討論を行います。原案に反対者の発言を求めます。ありませんか。

○三堀(12番)

只今、この件だけでなくずっと一連の形の中で意見を述べられてまいりました。十分に理解できるような内容でございます。現在社会保障制度とそれから財源確保ということでもって今、避けては通れない道であろうというふうに考えます。ただしそのことにつきましてはさきほど、総務産業委員長の方から仮に消費税を上げた時の配分内容を明確に国民に明示するということがございました。そのへんをしっかりと我々が見定めていかにやならん問題ではないかというふうに考えております。使途の確定。それから財政再建につきましては、まず無駄を省くこと。これは根橋

議員の方からも指摘ありました。議員定数削減だとか、あるいは官僚の方も削減当然必要だと思います。特に今までいろいろ問題になりました天下りの根絶。こうしたようなことの財源のことにつきましては、いろいろ問題がございます。しかし現在、今それを先日も共産党のパンフレットを見まして、よく見せていただきました。それによりますと、大企業の内部留保のことも出ておりました。それあたりのところを財源に充てれば十分に賄えるんだという話もよく承知しております。しかしそのことはまた一つ考え方が違う意見がございますが、一、大企業と言ってもそれだけでもって立っているわけではありません。中小、零細、あるいはささいな家庭工業から何から全てがまとまって一つの大企業が成り立つ。これは当たり前のことだと思います。そうしたことを考えますと、もしここでもってその方の痛みを和らげるような施策を怠れば切り捨てはどこに行くかということになると、やはり中小の零細の方が真っ先、被るわけです。内部留保ということにつきましてはそのパンフレットによりますと、各給料、雇用が増加し、そして給与が上がればというような話がありますけれども、しかし今の現在の状況でみますと、おそらく上がった給料は今の状況でいきますとタンスの中に入ってしまふ。将来のためにおそらく家庭内留保が出てくるであろうと。それから中小企業は仕事が今ないわけです。おそらくそのことを考えますと、雇用は生まれません。内需はそのため決して税収が上がってくるわけでない。おそらく内需が落ち込んで来て経済は冷え込む。これはもう必至だと思います。それから税収はそのため下がると。それで大企業は更にその悪化を恐れてきますと、やはり自衛手段を取る。その真っ先、矛さきはやはり中小企業の方へいくわけです。失業者は増え、生活不安、社会不安、どこまで続くか分からないような、ぬかるみのスパイラルということを考えます。ここでやはり将来を見据えた配分内容の明確に意見書ではありましたが、国民に対して明示するという形の中での消費税の段階的な10%までの増税はやむを得ないだろうと。ただその裏に今申し上げたような意見がありますので、そういうことを含めて申し上げました。以上でございます。

○議長

次に原案に賛成者の発言を求めます。

○永原（1番）

賛成の立場で討論します。消費税増税法案では、消費税を現在の2倍の10%に引

き上げるものです。今、私たちの生活はどうでしょうか。不安定な雇用、若者の就職難、年金の切り下げなど所得は減るばかりです。その反面、社会保障関係の負担は大幅に増加しております。今でさえ暮らしは本当に大変です。その上、昨年大震災に見舞われた被災者にとっても一律に消費税はかかります。また低所得者ほど重い負担がかかり、所得格差を考慮せず一律に税率を課すことは究極の不公平税制です。今、消費税を2倍の10%に引き上げたら、とても生活はやっていけません。今やるべきことは、社会保障を充実して雇用を確保し、労働者の生活条件を改善することによって経済成長をさせることです。私は消費税増税には反対です。よって消費税増税に反対する意見書の提出には賛成です。

○議長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

○議長

討論を終結します。これより採決いたします。反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。発議第2号消費税増税に反対する意見書の提出について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 2名)

○議長

起立少数であります。よって発議第2号は否決されました。発議第3号新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について。発議第4号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について。以上、2件を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号、発議第4号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。はじめに発議第3号新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。次に、発議第4号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。発議第5号長野県独自の35人学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第5号 朗読)

○議 長

ここで提出者であります中村守夫議員より、趣旨説明を求めます。

○中村(10番)

発議第5号の趣旨説明を申し上げます。本議会に辰野町公立学校教職員組合から出ました請願2件を審査する中で、同様趣旨を県知事宛にも意見書を送付すべきであるということとなり発議するものであります。現在辰野中学では1、2年生は35人学級となっていますが、3年生は40人学級であります。そのため、中学校の全学年を35人学級となるよう改善を求めるものです。また川島小においては、町費で加配の先生を配置しておりますが、現行の複式学級の編制基準の改善を望むところであります。いずれの人件費につきましても、県費負担となるよう併せて要望するものであります。以上、趣旨説明を申し上げます。全議員のご賛同をいただき採択くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第5号長野県独自の35人学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。発議第6号大飯原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第6号 朗読)

○議長

ここで提出者であります根橋俊夫議員より、趣旨説明を求めます。

○根橋(3番)

それでは大飯原子力発電所の再稼働に反対する意見書についての趣旨説明を申し上げます。東京電力福島第一原子力発電所事故は全世界に衝撃を与え、事故原因の究明は国際的な責務となっております。同時に安全対策や避難計画の見直しは早急に取り組まなければならない最重要課題であるのにも拘わらず、新たな規制機関もいまだに設置されないなど、原子力発電について安全対策が整わない中で、政府は関西電力大飯原子力発電所の再稼働を拙速に決定をいたしました。原発から放出された放射性物質が人体に与える影響についてはチェルノブイリの事故以来、医学者や科学者の長期にわたる調査研究によりまして人類に計り知れない健康被害を及ぼすことが明らかにされまして、放射能から人命、とりわけ子どもたちの命を守るということは子どもを持つ親だけではなくて、正に国民共通の強い願いとなっております。過日も「内部被ばくを生き抜く」という映画がありまして、それを観ましてもいまだにチェルノブイリでは原因不明の疾病が数多く子どもにも発生しており、非常にロシア当局、現地でも医学者は非常に苦慮しているという報告もありました。日本でも同様であります。またそうした中で昨年の3月11日を境に、経済の発展あってこそ日本の発展。つまりこの経済活動の発展のためには多少の不便や犠牲も

やむを得ないという今までのそうした国のあり方、考え方を改めて、正に命や健康を最優先にするという社会を目指そうと、こういう国民的な流れは加速をしております、正に歴史的な流れとなりつつあります。過日も首相官邸を1万人を超える人々が包囲をし、大飯原発反対の大きなデモがありました。こうした中でこの夏の電力不足についても国民は節電へ積極的な協力を行っており、また企業も計画生産などを取り組んで節電に協力しております。また電力会社の同士も電力の融通などについて具体化を図り、何とかこの夏の電力需要を原発に依存しない形で乗り切れるのではないかという見方も有力であります。こうしたことから、今、正に政府が「原発に依存しない」こういう立場を確固として示していくことが、そうした具体的な脱原発へに向かっての一步を踏み出していくことになるのではないのでしょうか。こうした状況の中であってこの関西電力大飯原子力発電所というのは、これフィルター付きベントがない。これは大変なことです。また同時にまた事故対策に当たらなきゃいけない場合、その事務棟これは福島第一では免震事務棟がありましたけれども、大飯原発ではそれすらないという状況で、もし地震が来てその司令塔が崩壊すれば、コントロールが利かなくなってしまうということが言われております。またこれらについては3年後に整備をするというような状況、更にまた津波対策も正に緒に就いたところであり、全く未完成と。このような状況で極めてこの大飯原発というのは危険な原発であるということが言われており、こうしたことから、この安全宣言というような根拠、ないに等しいのではないか。こうしたことから、今、国民の中に大飯原子力発電所の再稼働に反対という声が正に、燎原の火のように広がろうとしているわけであります。よって国におかれてはこの関西電力の大飯原子力発電所の再稼働というものを拙速に行うのではなく、やはり安全対策が万全な、ということを確認した中での国民的議論が必要なのであって、そういった点での今、政府はここでやろうとしておりますけれども、今この瞬間に当議会として大飯原発大飯原子力発電所の再稼働に反対する、この意見を出すということは非常に時宜に適した意見書だというふうに考えて、提案するものであります。全議員の皆さんの賛同をいただきますようお願いして、趣旨説明とさせていただきます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。先に質疑を行います。ありませ

んか。

(質疑 なし)

○議長

続いて討論を行います。原案に反対者の発言を求めます。

○宮下 (11番)

私は再稼働に反対する意見書には反対の立場から意見を申し上げます。只今提案されました関西電力大飯原子力発電所3、4号機の再稼働反対を求める意見書については東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の教訓を踏まえ、再発防止に向けた抜本対策、関西電力大飯原子力発電所再稼働に向けての安全確保、安全性への国民への説明不足は否めず、新たな安全規制組織の下で国民の安全に対する理解を得て、再稼働論議を慎重に行い判断すべきとのことについては同じ考えであります。これらの課題に早急に取り組み、電力不足を解消すべきであると考えます。しかし、関西電力大飯原子力発電所の運転停止により、今年の夏の厳しい電力確保について関西電力では、電力供給力が確保できず大飯原発が停止したままだと、関西電力管内は15%の電力が不足されると言われております。関西、地元各自治体は東京電力福島第一原子力発電所事故の恐ろしさは我々以上に厳しく感じておられる筈であり、にも拘わらず、あえて再稼働を容認したことは今年の電力不足による経済、社会的な影響を現実的なものとして苦渋の選択により判断されたものと理解しております。橋本大阪市長は当初、再稼働に対して断固反対との姿勢を示しておりました。しかしそれを覆し、事実上、容認せざるを得なかったことをみてもこの夏の電力不足による影響を懸念したものと理解しております。政府が関西圏、地元の容認を受けての再稼働を決定された以上、関西圏の事情を勘案し、再稼働やむを得ないと考えます。ただ稼働後は、より安全性をしっかりと検証し国民の理解を得る説明責任を果たすことは強く求めてゆかなければなりません。よってこの夏期間の電力不足を控え、短期間で議会として結論を出せる事案ではないと判断し、今後引き続き、期間限定稼働等を含め調査、研究が必要であり大飯原子力発電所の再稼働に反対する意見書には反対いたします。

○議長

次に原案に賛成者の発言を求めます。

○永原（1番）

賛成の立場で討論します。昨年3月に起きた東日本大震災によって原発が4つも爆発しました。大量の放射性物質が放出され呼吸や汚染された水、食品を通じて引き起こされる内部被ばくが起きてしまいました。先月私は「内部被ばくを生き抜く」という映画を観ました。チェルノブイリで臨床医を45年やってる方。広島の前爆から内部被ばくに警告をならして66年、ならしている広島の医師。チェルノブイリやイラクの子どもたちのために働き続けている諏訪中央病院の鎌田医師。福島で現場で動き、発信する医師。4人の方が経験と警告を語っていました。また子どもたち、福島の子どもの内部被ばくを最小限に抑えたいと毎日の食事に日々戦っているお父さん、お母さんたちの大変さを見るにつけ、内部被ばくの恐ろしさを痛感しました。今私たちがやるべきことは、ありとあらゆる情報と可能性を吟味して命を守る努力をすることです。ドイツでは日本の福島原発事故を衝撃的に受け止めて脱原発への展開をしました。当事者である日本が今こそ変わるべきです。そのためにも各自治体から再稼働反対の声を上げていくべきです。よって大飯原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出については賛成です。

○議長

ほかに討論はありませんか。

○三堀（12番）

只今の賛成、反対とちょっと違うかもしれませんが、私の主張を申し上げます。

○議長

三堀議員、原案に反対者としての発言ですか。

○三堀（12番）

はい、そうです。

○議長

はい、どうぞ。

○三堀（12番）

私は原案に反対という立場で申し上げます。今、いろいろの説明がありました。チェルノブイリの問題、あるいは福島原発の問題、しかしこの核を恐れて、また核から逃れて人間が生きていかれるもののでしょうか。地球上にあったものを濃縮した

ためにいろいろの問題が出てきている。それは分かります。そしてまたその被害が途方もない大変な被害になっていることも分かります。ですからこの機を捉えて、あえて原発を稼働し、そしてその安全性を高める。その努力があつてこそ人間じゃないかというふうに考えます。日本だけの問題じゃありません。日本だけできれいに過ごそうたってそんなわけにいかない。つい隣の北朝鮮、あるいはチェルノブイリの事故を持ってるロシア。中国も同じです。共産党1党支配の国3つが非常に危険な状態の核を持っておる。日本は広島、長崎の被ばくを受けました。爆弾を落とされました。だからこそこのことについて安全は日本に学べと、以前も申し上げましたけれども、違和感のある意見かもしれませんけれども、あえてその道に進んで征服していく、これが人類の知恵ではなかるうかというふうに考えます。ここで二の足を踏み、あるいは大きな官邸を取り巻いたデモだったかもしれませんけれども、やはり逃げてはいけません。これを進めなければいけない。私の意見を申し上げます。

○議長

次に賛成者の発言を求めます。

(なし)

○議長

次に反対者の発言を求めます。

○成瀬(9番)

私は再稼働に反対する意見書には反対の立場から意見を申し上げます。只今、提案されました大飯原子力発電所の再稼働に反対する意見書については、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策の遅れなど、また放射能から人命、特に子どもたちの命を守るという願いは、子どもを持つ親として計り知れない思いでおり同感であります。再稼働の決定は安全規制組織を設けた上で、再稼働の是非を判断すべきであったとの指摘もされており、今後は安全確保対策について厳しく検証していかなければならないと考えております。しかし一方で関西電力管内は、今年の夏の厳しい電力不足が懸念されており、計画停電などによる経済、一般市民への厳しい節電対策対応に対し、新たな代替エネルギー政策が示されていないため各自治体は計画停電等による社会的影響を考慮して、やむを得ず再稼働を容認されたことと判断いたします。よって関西地方の電力不足による社会への影響を考慮し、この夏期間の稼働状況をみての判断が懸命と考え、大飯原子力発電所の再稼働に反対する意

見書には反対いたします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

○議 長

討論を終結します。これより採決いたします。反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。発議第 6 号大飯原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 4 名)

○議 長

起立少数であります。よって発議第 6 号は否決されました。日程第 8、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長より、別紙のとおり閉会中の継続審査申し出書が提出されております。お諮りいたします。議会会議規則第 72 条の規定により、各委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今、6 月議会に対しましては本日の追加議案を入れまして 27 議案でございました。どれも慎重に議員各位のご審議をいただき、そして全部可決いただきましたことをありがたく御礼を申し上げる次第でございます。さて、台風 4 号の接近ということになりまして、梅雨期でありますのでこの防災につきまして非常に気を遣わなきゃならん時に来ているところでございます。明日、明後日にかけて日本列島縦断という形になりそうでございます。そんな予測がなされております。台風と梅雨停滞前線との絡み合いで降雨量も多いということでありまして、120 ミリから 500 ミリぐらいということで長野県は 300

ミリぐらいが予測されているところであります。十二分に注意を払ってまいりますが、また議員各位のいろんなご示唆をいただければと、こんなことも思っております。また23日からは、64回の辰野町の「ほたる祭り」ということで、今年は踊りも変えたり、新しい曲も作ったりして住民要望に応えた自由参加の、既に21連ぐらいの登録があるようではありますが、総踊りと。総踊りって名前付けて良いのかどうか分かりませんが、希望者の総踊りということになってまいりたい、まいります。そんな中で既にホテルもたくさん昨年よりも出ておりまして、既に日曜日は9,189匹というカウントを聞いております。ピークが過ぎちゃうと困ると思いますけれども、多分23日あたりも良い意味のこのピークになっていくだろうというふうな期待をしているところであります。更に台風5号が生まれてるわけでありまして、そのことにも十分配慮しながら、天候に恵まれた良いほたる祭りになればと願って止みません。また議員各位もそれぞれの立場でのご協力をいただくことになっておりますので、町と共同で一つ素晴らしいお祭りになるようお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして6月5日に開会いたしました、平成24年第3回辰野町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

1 1 . 閉会の時期

6月19日 午後 15時 53分 閉会

この議事録は、議会事務局長 飯澤 誠、庶務係長 赤羽裕治の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番